

児童手当について

～お知らせ & よくある質問～



児童手当とは？



家庭での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。

※支給には所得制限があります。

●児童手当支給額(児童1人あたりの月額)

3歳未満	3歳以上～ 小学校修了前	中学生
15,000円	10,000円 ※第3子以降は、 15,000円(下記参照)	10,000円

特例給付 一律 5,000円

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給

※第3子以降とは？

高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)までの子どもを児童とし、その中で年上の児童から数えた3番目以降の児童をいいます。



●支給月について

毎年6月、10月、2月の月初めに、それぞれの前月分までの手当をまとめて支給します。



問合せ 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

受給者の方へ!

●現況届を提出してください

すべての受給者へ、現況届を6月上旬に発送します。添付書類を確認の上、7月1日(月)までに必ず提出してください。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなる場合があります。

●児童手当を振り込みます

本年2月～5月分の児童手当と特例給付(受給者の所得が所得制限限度額以上の人)を、6月5日(水)に各受給者の申請口座へ振り込みます。

※受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

申請は、出生や転入から15日以内に!

児童手当は、原則として申請した翌月分からの支給ですが、誕生日等が月末の場合は、誕生日等の翌日から15日以内であれば申請月分から支給となります。

申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- 初めてお子さんが生まれたとき
- 第2子以降の出生により、お子さんが増えたとき
- ほかの市町村に住所が変わったとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 単身赴任などでお子さんと別居するとき など

よくある質問 Q&A

Q1 児童手当の申請時に必要なものは？

A 初めて手当を請求する人は、次のものがが必要です。

- 請求者本人の印鑑(認め印でも可)
- 請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
- 請求者本人の健康保険証
- 請求者、配偶者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

※マイナンバーで情報照会ができない場合は、所得証明書などの提出をお願いすることがあります。

Q2 児童手当を子ども名義の口座で受け取れますか？

A 請求者名義(手当を受け取る人)の口座に限ります。子どもや配偶者名義の預金口座に支払うことはできません。

Q3 里帰り出産をした場合は？

A 児童手当は、請求者の住所登録地で申請してください。誕生日の翌日から15日以内の申請であれば、翌月分から支給します。

Q4 出生や転入等での児童手当の申請時に、健康保険証などの必要書類がそろわない場合は？

A 書類がそろわない場合でも申請を受け付けますので、期限内に申請をしてください。不足する書類などは後日提出してください。